

広島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立歴史民俗資料館の入館料徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年六月二十七日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

委託を受けた者	名 称	株式会社西日本ファシリテ イー
	住 所	福山市東深津町七丁目一五 番一号
委託した年月日 (委託期間)		平成三十一年三月五日 (平成三十一年四月一日〜 令和四年三月三十一日)